

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	1-5
法令名	生活保護法	根拠条項	54の2-4	
不利益処分	指定介護機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部効力の停止			
(根拠規定)				
生活保護法第54条の2第4項 (前略) 第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関 (第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。) について準用する。この場合において (略)、第51条第1項中 (略) と、同条第2項、第52条第1項 (略) の規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、(略) 読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。				
第51条第2項 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。				
生活保護法施行令第6条 法第54条の2第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
(略)	(略)	(略)		
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬		
	国民健康保険	介護保険		
(略)	(略)	(略)		
(処分基準)				
指定介護機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止については、次の基準により行う。				
・生活保護法による介護扶助運営要領について (平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)				
第8-3 検査後の措置				
(1) 行政上の措置				
行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部または一部の効力停止、戒告、注意とする。				
(2) 聴聞等				
検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法 (平成5年法律第88号) の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。				